



## 1 はじめに

教育基本法の理念の下、基礎教育を担う小学校教育の使命を自覚し、児童の健やかな成長を期し、その実現のための指導・支援に力を尽くす。また、令和6年1月に東久留米市教育委員会から示された「東久留米市第三次教育振興基本計画（令和5年度～令和10年度）」にある教育の目標、

- 【自ら学び知を創造する人間】
- 【豊かな心と人間性を高めていく人】
- 【たくましく成長する人間】
- 【粘り強く行動し、実現する人間】

を踏まえ、「次代に生きるこどもを育てる～人間味あふれ、自ら考え、自ら学ぶこども～」をめざして、こども、保護者、地域から確かな信頼を得るよう学校経営・運営を全教職員が「オール六小」で教育課程及び学校経営方針の具現化を推進する。

教育活動の座標軸の中心は「こども」である。こどもの成長にとってどうなのかが判断基準の中心となる。

教員は授業が命である。R-PDCAサイクルの下、日常的に授業改善に取り組み、若手教員のみならず、教師集団全体で高め合い学び合うOJTの推進や校内研究を通して、「授業力」「学校の教育力」を一層向上させる。「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な学習内容の定着に向け、学習者用端末を活用しながら反復学習に取り組み、家庭との連携を図りながら相乗的に学習効果が上がるようにする。また、自分の考えや思いを伝え合い、豊かな人間関係を構築するコミュニケーション力を育てるため、言語活動を重視した学習を展開していく。

各教科の授業で「主体的・対話的で深い学び」、「ICの効果的な活用（生成AIの活用を含む）」を踏まえた授業を実施し、生活科や総合的な学習の時間と関連させながら、発展的・横断的な学習を学校全体で行い、カリキュラム・マネジメントの充実を図る。また、各学年で教科の専門性を活かした交換授業や教科担当制を推進していく。

さらに令和8年度のコミュニティ・スクール化を目指し、地域の人材・教育財を活かした教育活動を展開する基盤をつくる。「家庭で躰、学校で学び、地域で育てる」を合言葉に「地域とともにある学校」創りに取り組む。

## 2 めざす子ども像

### (1) 教育目標

- ◎考える子（今年度の重点）
- 助け合う子
- 元気な子

第六小学校の目指す教育

**『次代に生きるこどもを育てる』**  
～人間味あふれ、自ら考え、自ら学ぶこども～

特別支援教室「すずらん」「ことばときこえ」においては、児童一人一人の障害の状況や発達段階を正確に把握し、目標に向かってその児童の特性に応じた個別の指導を徹底することによって自立するために必要な生きる力を身に付けさせる。

- 基本的な生活習慣を確実に身に付け、自立心を育てる。
- 互いに助け合い、思いやる豊かな心を育てる。
- ねばり強く最後までやり通す気持ちを育てる。

### (2) 年度の重点

- 教育目標の「考える子」を重点目標に設定しその育成を図ることを通して、主体的に課題解決していく力を育て、予測困難な時代を生き抜く児童の育成、教育目標「次代に生きるこども」の育成を目指す。

### 3 めざす学校像

#### (1) 子どもが生き生きと力いっぱい活動する学校（登校するのが楽しみな学校）

- ① 授業がおもしろい
- ② 自ら考え自ら学ぶ学習、互いに学びあう学習を行っている。
- ③ 課題やめあてを把握し、課題解決学習、観察・実験など、体験学習に取り組んでいる。
- ④ 各種行事に、学年の発達段階に応じためあてをもち、役割を自覚し取り組んでいる。
- ⑤ 児童自らの健康に関心をもって、体力の向上を図っている。

#### (2) 学びの場にふさわしい教育環境の整った学校

- ① 清潔でさわやかな環境を維持している。
- ② 調査 (Research)、計画 (Plan)、実行 (Do)、確認 (Check)、改善 (Action) を日常化している。
- ③ 全教職員（オール六小を合い言葉に）で全児童を指導している。常に自分事として捉える。
- ④ 算数の習熟度別指導や各教科での個に応じた指導を徹底している。
- ⑤ 問題行動等に迅速且つ組織的に対応している。（一人で抱え込まない）

#### (3) 家庭・地域に理解され、協力を得て信頼される学校

- ① 教育活動をいつでも公開している。
- ② 教育方針や学校の取り組みを積極的に伝えている。（各種便り、ホームページ、メール配信等）
- ③ 内部（教師・保護者・子ども）及び外部の評価をもとに学校づくりを推進している。
- ④ 家庭・地域と協力・連携し、安全対策に取り組んでいる。
- ⑤ 地域行事に参加・協力している。

#### (4) 教職員が互いに高め合い、協働する学校（出勤するのが楽しみな学校）

- ① 「失敗なくして成功なし」すべての教員の挑戦と努力を期待する。
- ② 学級を開き、いつでも誰にでも授業を公開している。→学級力の向上
- ③ 実践を通して謙虚に学び合い、厳しく切磋琢磨している。
- ④ 校内研究・研修で学んだことを実践に生かしている。
- ⑤ 校内DX化を推進し、会議時間の短縮など業務改善に努め、こどもと関わる時間を確保する。

#### (5) 児童、教職員、保護者、地域が誇りにできる学校（来校するのが楽しみな学校）

- ① 家庭で躰、学校で学び、地域で育てることを大切にする。
- ② コミュニティ・スクールに向けた取組、PTAなど学校と家庭・地域との連携を充実させていく。
- ③ 地域企業との連携や地域人財を活用した授業の実施
- ④ 学校支援ボランティアを整備、充実させ、地域教育コーディネーターを中心とした地域学校協働活動を推進する。

## 4 経営の基本方針

### 教職員が大切にすること

#### ・こどもへの豊かな愛情・スピード感・イノベーションスピリッツ

##### (1) 「よいところをもっとよく」を基本に実践を進める。

- 教職員一人一人が持ち味を発揮し、創意とチャレンジ精神にあふれた教育活動を展開する。
  - ・ 日々に指導を工夫し魅力ある授業・活動を創り出す。
  - ・ より高い教育を求めて研究・研修を続ける（市教研、都小教研への積極的な参加）。
  - ・ 新たな教育の課題や社会的な要求に柔軟に対応していく。
  - ・ 働き方改革（校務改善、SSS の活用、DX化など）をして、児童と関わる時間、授業準備時間を確保する。
  - ・ 変化に強くなる（柔軟に対応し、今までに固執しない、イレギュラーに強くなる）
  - ・ トップダウンでなくボトムアップを。こどもの成長につながる活動を一人一提案以上目指す。  
→主幹教諭、副校長へ

##### (2) 「豊かなふれあい・確かな児童理解・きめ細かな指導」を徹底する・

- 豊かなふれあい
  - ・ 全校の子どもの顔と名前を覚えよう。
  - ・ 朝、校門、昇降口や教室で子供を迎えている。「さわやかスタート」の徹底  
→8時15分には担任は教室で児童を迎える。専科は昇降口で児童を迎える。
  - ・ 子どもたちと共に学び、遊び、働き、行動している。
  - ・ 毎日、児童一人1回以上は個別に声をかける。（たくさん傾聴する）
- 確かな児童理解
  - ・ 様々な角度から、子どものよさや課題を把握している。
  - ・ 子どもの情報を職員間で共有し、適切に声をかけている。
  - ・ 一人一人の指導記録を生かしている。
- きめ細かな指導
  - ・ 個に応じた指導を工夫し、一人一人の学ぶ力を伸ばし、生かしている。
  - ・ 一人一人に活動する場を用意し、個性を伸ばしている。
  - ・ 一人一人の作品に、励ましの言葉を贈っている。
  - ・ 教育活動及び学校行事に学年の発達段階に応じたためあてをもち、子ども自身が役割を自覚し積極的に取り組める仕かけを常に考える
  - ・ タブレット端末を活用したトライアンドエラーの授業、大型テレビ、書画カメラ、デジタル教科書など積極的なICTの活用も含めた指導内容・方法・体制の工夫・改善を図りながら、授業刷新を進め、子どもたちと一緒に創る授業に挑戦する。

## 5 指導の重点

### (1) 学習指導

- 教員は授業が命。在校時間の80%は授業時間である。あと3年後に改定、5年後に実施される新学習指導要領を意識しながら、主体的、協働的な活動を大切にしたい課題解決型の授業を展開する。低学年から体験活動を多く取り入れ、為すことによって学ぶ意識をもつ。どの学習でも「学ぶ楽しさ」を実感できるようにし、「学習内容が分からない子」ゼロを目指す。
- すべての授業で自分の考えや思いを伝え合う時間を確保し、コミュニケーション力を育成する。
- 学力の定着は、「読み、書き、計算」の繰り返し。東京ベーシックドリルや百マス計算、ICTの活用も含め、反復学習により確かな学力の定着を図る。
- 各教科の年間指導計画・評価計画に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用を図るとともに、追究まで広げる授業を実現するとともに、「考え、意見を交流する授業」を大切にする。

- 個に応じた学習指導を効果的に実践するため、習熟度や興味・関心の程度に応じた指導の在り方と方法をさらに追究し、より児童の実態や課題に応じた授業への改善を進める。
- 読書活動の充実を図る。ビブリオバトル、ブックトーク、味見読書、アニメーション、ポップづくりなど、様々な読書活動を取り入れて「読書好き」「本好き」の児童を育てる。
- 我が国の伝統・文化理解教育の充実を図るため、学地域教材を生かした授業造りや、地域の方々との交流学習を展開することとおして、豊かな社会性も身に付けさせる。
- ICT を日常的に活用できる環境を整え、「文房具」として自由な発想で活用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かす。

## (2) 生活指導

- 「基本的生活習慣」の定着を図るために、個に応じた見届ける指導を徹底する。
  - ・ 自分からすすんで挨拶する子を育てる→あいさつ週間・あいさつ運動の充実を図る。教職員が手本を見せる。「先に笑顔で何度でも」
  - ・ 遅刻防止、時刻の厳守と5分前行動の励行
  - ・ 素早い整列の習慣化、静かな教室移動
  - ・ 落ち着いた話の仕方、聞き方「はい」「立つ」「です」を基本とした学習規律の醸成
  - ・ 「3つの箱」下駄箱、お道具箱、筆箱を整える。身の回りを整えると心も整う。
  - ・ 授業の始業、終業のあいさつ・号令
  - ・ 落ち着いた話の仕方、聞き方、声の大きさ指導の徹底
- 1日のスタートである朝の健康観察を重視し、健康状態を把握するとともに、欠席児童の確認・連絡を徹底する。
- いじめの早期発見・早期解決は至上命題。絶対に一人で抱え込まない。学年主任を中心に、主幹教諭、管理職など組織で対応する。報告、連絡、相談+確認の徹底。
  - ・ けが・事故及び問題行動が発生したときには、事実関係を保護者に速やかに連絡
  - ・ 1に相談、2に連絡、3に報告の徹底
  - ・ 正確で公正な実態把握、短期的・中長期的な対応
  - ・ 教職員間の共通理解と組織的な対応及び保護者・関係機関との連携
- スクールカウンセラーを中心に、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等のスクールカウンセリング機能を充実させる。
- 中学校のSSWと連携し、家庭支援を行う。
- 特別支援教室との連携により、特別に配慮を要する児童に対する特別支援を充実させる。
- 安全、安心な学校生活を送るために、危険を予知、回避する能力を伸長させる。

## (3) 特別活動、その他

- 学級会の話し合いをとおして、「折り合い」を付けながら学校生活をよりよくする考え方や実践を積み重ねる。
- 異学年齢による縦割り集団の交流を通して社会性を育てる。
- 遊びに場の工夫や児童会活動を通して豊かな人間関係を育成する。
- キャリアパスポートを活用する。
- 「公」の考え方やルールをもとに、学校、学年、学級の活動が行われるようにする。
- 学校行事や学年・学級の諸行事等で一人一人に活躍の機会と場を与え、場の設定やねらい、内容を工夫して自己有用感、所属意識を高めるものとする。

## (4) 予算、給食、環境

- 計画的且つ公正・的確に予算を執行するとともに、備品・消耗品等の有効活用を図る。
- 費用対効果の意識化を図る。
- 水道・電気などの無駄な使用をさげ、光熱水費等の節約を励行する。
- 給食活動の充実を図るとともに、学校給食の安全管理を徹底する。給食会計の公正・適切な予算

の執行を図る。

- 机上整理日を心がけ、サービス事故防止に努める。
- 私費会計等の計画、執行、決算報告等を適正に行う。
- 「環境は無言の教師」である。清潔で美しく、温かさが感じられるように、校舎内外の環境を組織的に整備する。
- 人権に配慮しながら、子どもの姿が浮かぶ掲示や展示をする。

#### (5) 学校運営

- 学校経営方針を受け、教育目標や子どもの実態に即した自己申告(キャリアプラン)、学年・学級経営案(専科経営案)、週毎の指導計画(週案)を作成する。週案については計画・実践・評価・改善に生かし、毎週金曜日に提出する。(写しをファイルし、学校で保存する)
- 学校経営方針に沿った企画を各分掌で行う。また、報告・連絡・相談+確認を確実に行う。(主幹教諭・主任教諭・各主任との連携)
- 初任者、2年次教員の組織的な育成を図る。OJTの推進。非常勤教員の活用。
- 広報活動を工夫し、六小の教育を保護者・地域に積極的に情報発信する。
- P T A、地域行事に積極的に参加・協力し児童の健全育成をともに推進する。
- 特別支援教室と連携し、専門性を生かし特別支援教育を推進する。
- 管理職となる人材を意図的、計画的に育成していく。(主幹教諭、主任教諭はもとより若手も)
- 副校長と連絡、相談を密にし、学校運営のパートナーとして活躍させていく。

#### (6) 学習指導要領への対応

- 新学習指導要領を意識する(2030年度完全実施)。
- 各教科等の目標・内容についてさらに理解を深め、実践化を図る。特に、全教科等に及ぶ言語活動については充実を図っていく。
- 指導計画に沿った、教材・教具の整備・拡充を進める。
- 年間指導計画及び評価規準の見直しを随時行う。
- ICTの積極的な導入を行う。

## 6 サービス事故防止に向けて

教育目標の具現化のためには、教職員一人一人が自己の能力を生かし、分掌した職務について、その責任を果たさなくてはならない。同時に、組織体としての機能を発揮するには、相互に協力・補完し合うことが大切である。

教職員のサービスに関する不祥事が続いている。サービスに例外はなく、公務員として、憲法・教育基本法・学校教育法はもとより、地方公務員法・地方公務員特例法等で規定された責務を自覚し、全体の奉仕者として職務を遂行しなければならない。

例えば、以下のようなことを再度確認する。

- ・ 出退勤時刻、出退勤・出張等の勤務の様態表示(出退勤システムの活用)
- ・ 通勤、退勤時の服装に注意、自転車通勤(交通違反、法令、自転車利用安全5則の厳守)
- ・ 出張後の復命及び直帰の際の電話連絡等の厳守。
- ・ 教育公務員として、さらには社会人としての常識ある言動、服装等の堅守。
- ・ 通勤届として出された通勤手段で通勤する。
- ・ いかなる理由があろうとも、体罰は厳禁。暴言も禁止。
- ・ 保護者、児童とのSNS、メール、ライン等のやり取りは厳禁。
- ・ 児童・保護者・地域・同僚職員等へのセクシャルハラスメントの禁止。身体接触の禁止。
- ・ 個人情報(文書・データ)の学校外への持ち出し、学校内への持ち込み禁止。
- ・ 個人情報を他の教職員へ渡すときは必ず手渡し。机上に置きっぱなしにしない。
- ・ 人権感覚を磨き、人権への配慮を常に意識して教育活動に当たる。児童に対する言葉遣い、対応に十分配慮する。(人権プログラムの活用)